

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 1 月

知的財産



弁護士・弁理士 [関口 彰正](#)

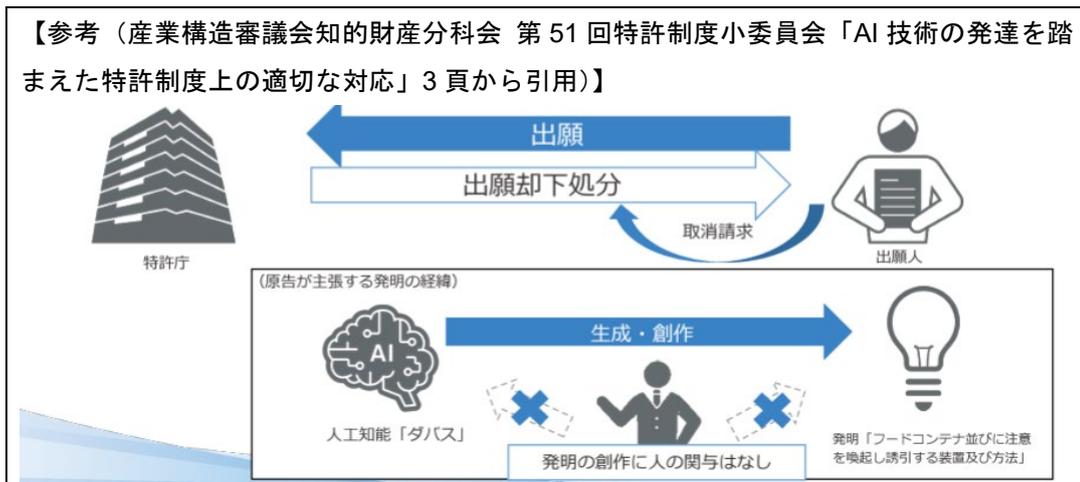
第 1 東京地判令和 6 年 5 月 16 日（判タ 1521 号 241 頁）

1 事案の概要

本件は AI が特許の発明者となれるかが争われた訴訟である。特許の出願人は、発明者について「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載して出願したところ、特許庁長官は、発明者の氏名として自然人の氏名を記載するよう補正を命じた。出願人が補正に応じなかったことから、特許出願について却下処分がなされ、これに対して、出願人は当該処分は違法である旨主張して本件処分の取消しを求めた。

本判決では、特許法の「発明者」（同法 36 条 1 項 2 号）とは自然人であることを前提とするものであり、AI は「発明者」に該当しないとして、出願人の請求を認めなかった。

なお、上記出願人は米国のスティーブン・ターラー氏であり、「ダバス」とは同氏が開発した AI ツール「DABUS（Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience）」である。ターラー氏は、日本に限らず、米国・英国・EU 等世界各国で AI の発明者該当性をめぐって争っているが、現時点においては、発明者は自然人に限るとする判断が主たる動向である。



2 本判決

本判決は、「発明者」（同法 36 条 1 項 2 号）とは自然人に限定され、AI は該当しないことの理由付けとして、概要、以下の点を挙げた。

- ① 知的財産基本法に規定する「発明」とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると、知的財産基本法は、特許その他の知的財産の創造等に関する基本となる事項として、「発明」とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当。
- ② 特許法 36 条 1 項 2 号は、発明者の氏名を記載しなければならない旨規定するのに対し、特許出願人の表示については、同項 1 号が、特許出願人の氏名又は名称を記載しなければならない旨規定していることからすれば、上記にいう氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするもの。
- ③ また、特許法 66 条は、特許権は設定の登録により発生する旨規定しているところ、同法 29 条 1 項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定していることからすると、AI は、法人格を有するものではないから、上記にいう「発明をした者」は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ない AI ではなく、自然人をいうものと解するのが相当。
- ④ 「発明者」に AI が含まれると解した場合には、AI 発明をした AI 又は AI 発明のソースコードその他のソフトウェアに関する権利者、AI 発明を出力等するハードウェアに関する権利者又はこれを排他的に管理する者その他の AI 発明に関係している者のうち、いずれの者を発明者とすべきかという点につき、およそ法令上の根拠を欠く。

のみならず、特許法 29 条 2 項は、特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、進歩性を欠くものとして、その発明につ

いては特許を受けることができない旨規定する。しかしながら、自然人の創作能力と、今後更に進化するAIの自律的創作能力が、直ちに同一であると判断するのは困難であるから、自然人が想定されていた「当業者」という概念を、直ちにAIにも適用するのは相当ではない。

- ⑤ AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることとし、その他のAI関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当。

なお、本判決に対しては控訴がなされているが、現時点においてまだ結論は明らかではない。

第2 現在の日本政府の検討状況

上記のとおり、東京地判令和6年5月16日（判タ1521号241頁）ではAI発明に係る制度設計は立法論として検討すべきと判示されたところ、今年に入り、政府は、発明に使用されたAIの開発者も発明者として特許権を認めることを検討していることが報道された¹。

昨年5月に公表されたAI時代の知的財産権検討会中間とりまとめでは「AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましい」²とされていた。

現行の特許法ではAIの開発者を「発明者」として認めることができないと判断した場合には、同法の改正も検討されるとのことである。具体的な方向性は、本年6月頃に策定される「知的財産推進計画2025」で明らかになる見通しであり、その内容が注目される。

¹ [2025年1月14日付け日経新聞「AI開発者にも特許権、発明に利用なら対価 政府検討」](#)

² [AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」85頁](#)

【執筆者】



[関口 彰正](#)（弁護士・弁理士）

E-mail: akimasa.sekiguchi@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、2015年弁護士登録、2023年弁理士登録。

商標法、データプロテクション分野について、システム開発会社、金融機関、クラウドサービス事業者、航空会社、各種メーカー等に対し、法的アドバイスを提供。

紛争対応を強みとし、大規模なシステム開発訴訟について、ユーザ側・ベンダ側共に代理した経験を複数有し、ソフトウェアライセンサーとの交渉案件も多く取り扱う。また、IT法務に関する紛争対応に限らず、特許権侵害訴訟、営業秘密の不正取得を理由とする差止請求訴訟等知的財産権に関連する紛争全般も対応している。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。